

## 一時保育事業実施要綱 (平成27年3月20日告示第9号)

最終改正:

改正内容:平成27年3月20日告示第9号 [平成27年4月1日]

## ○一時保育事業実施要綱

平成27年3月20日告示第9号

## 一時保育事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、保育園に入園していない児童が一時的に保育の必要性を要すると判断した保護者の申込みにより実施する保育（以下「一時保育」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童等)

**第2条** 一時保育は、週3日以内かつ月12日以内を限度とし、次の各号に掲げるいずれかの児童を対象に実施する。

- (1) 保護者の短時間及び継続的就労、職業訓練、就学などにより、家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童
- (2) 保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情により、一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童
- (3) 保護者の育児に伴う心理的及び肉体的不安を解消するなど私的理由により一時的に保育が必要となる児童

(実施方法)

**第3条** 一時保育の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 一時保育は、保育園が開園している日に限り実施する。
- (2) 一時保育は、通常保育の時間内で実施する。
- (3) 一時保育は、1時間単位で実施する。

(保育時間)

**第4条** 一時保育は、原則として平日の午前8時30分から午後5時まで及び土曜日の午前8時30分から正午までの間に行うものとする。

(費用の負担)

**第5条** 保護者は事業実施に伴い、次に掲げる利用負担金を負担しなければならない。

児童区分	利用負担金	その他
3歳未満児	1時間 500円	おやつ・食事代を含む
3歳以上児	1時間 300円	

(納入方法)

**第6条** 一時保育を利用した保護者は、町が発行した納入通知書により負担金を納入しなければならない。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。